定期預金規定
≪自動継続型　期日指定用≫

反社会的勢力との取引拒絶について
預金口座は、「預金等当共通規定」12.（2）（反社会的勢力との取引拒絶）のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には当金庫は預金口座の開設をお断わりするものとします。

１．（預入れ通帳）

定期預金通帳に預入れのときは通帳を持参してください。

２．（証券類の受入れ）

(1)　小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2)　受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書（証書式の場合。以下同じ）と引換え、または通帳（通帳式の場合。以下同じ）の当該受入れの記載を取消したうえ当店で返却します。

３．（自動継続）

(1)　自動継続期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書表面、または通帳に記載（以下「表面記載」といいます。）の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

(2)　この預金の継続後の利率は、この預金の当金庫の店頭、ホームページで提示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3)　継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

４．（預金の支払時期等）

(1)　この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

①　満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。
満期日は、この預金の全部または一部について預入日の 1 年後の応当日（表面記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の 1 年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその１ヵ月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1 万円以上の金額を指定してください。

②　継続停止の申出があり、満期日の指定がないとき（(2)により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

(2)　指定された満期日から１ヵ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１ヵ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

(3)　継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、(2)により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

５．（利　息）

(1)　この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算します。

①　1 年以上 2 年未満・・・・・・・・・ 表面記載の「2 年未満」の利率
②　2 年以上・・・・・・・・・・・・・ 表面記載の「2 年以上」の利率（以下「2 年以上利率」といいます。）

(2)　継続後の預金の利息についても(1)と同様の方法で計算します。

(3)　継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座へ入金しまたは元金に組入れます。

(4)　指定された満期日から１ヵ月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5)　この預金を７．(1) または預金等共通規定 12. (1)、(2)（反社会的勢力との取引、疑わしい取引の拒絶による解約）により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位未満は切捨てます。）によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①　6 ヵ月未満･･････････････････ 解約日における普通預金の利率
②　6 ヵ月以上 1 年未満･･････････ 2 年以上利率×40%
③　1 年以上 1 年 6 ヵ月未満･･････ 2 年以上利率×50%
④　1 年 6 ヵ月以上 2 年未満･･････ 2 年以上利率×60%
⑤　2 年以上 2 年 6 ヵ月未満･･････ 2 年以上利率×70%
⑥　2 年 6 ヵ月以上 3 年未満･･････ 2 年以上利率×90%

(6)　この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

６．（解約等）

この預金を解約する場合には、証書、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

７．（預金の解約、書替継続）

(1)　この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2)　この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、または当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。

(3)　期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書、通帳とともに当店に提出してください。

８．（規定の適用）

この預金取引にあたっては次の規定を適用します。

①　預金等共通規定

９．（規定の変更）

(1)　この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法548条の４）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。

(2)　前記(1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以上